
日本国憲法における女性の権利を祝う

Beate Sirota Gordon／横田啓子 訳

はじめに

Sally Hastings

1997年度のアジア学学会がイリノイ州のシカゴで開催された折、特別イベントの1つとして、日本国憲法発布50周年を記念する講演会が催された。憲法起草に参加したベアテ・シロタ・ゴードン（Beate Sirota Gordon）氏が日本国憲法に加えられた「女性の基本的人権宣言」について基調講演を行った。ゴードン氏に引き続いて、スザン・ファー（Susan Pharr）教授とバーバラ・モローニ（Barbara Molony）教授がゴードン氏の経験の意義を強調するために準備したコメントを発表した。バーバラ・モローニは『日米女性ジャーナル』がこの講演の記録を発表することを提案し、同編集部はその許可が得られたことに感謝している。私たちは、とりわけ、記録原稿を提供してくれたア

本稿は、『日米女性ジャーナル』「英語版」第14号（1998年）収録の「Celebrating Women's Rights in the Japanese Constitution」（pp. 64-83）の邦訳である。

ベアテ・シロタ・ゴードンは『The Only Woman in the Room: A Memoir』（Kodansha International, 1998）の著者であり、ニューヨーク市在住。

スザン・J・ファーは、ハーバード大学政治学部教授である。著書に『Political Women in Japan: The Search for a Place in Political Life』（University of California Press, 1981）、『Losing Face: Status Politics in Japan』（University of California Press, 1990）、『Media and Politics in Japan』（University of Hawaii Press, 1996）がある。

バーバラ・モローニは、サンタ・クララ大学日本近代史学教授である。著書に『Technology and Investment: The Prewar Japanese Chemical Industry』（Harvard University Council on East Asian Studies, 1990）がある。

サリー・A・ヘスティングスは、パーデュー大学歴史学準教授で、アジア研究学科長・『日米女性ジャーナル』「英語版」編集長である。著書に『Neighborhood and Nation in Tokyo, 1905-1937』（University of Pittsburgh Press, 1995）がある。

よこたけいこは、ミシガン大学情報学修士、スタンフォード大学国際教育学修士。主な翻訳に、スザン・ファー（Susan Pharr）「女性参政権と男女平等を規定した新憲法の制定過程」『日米女性ジャーナル』日本語版第12号（1992年）がある。著書は『アメリカの多文化教育』（明石書店、1995年）他。ルイジアナ州在住。

ンドリュー・ゴードン教授は、アジア学会会長を退任するキャロル・グラック（Carol Gluck）教授と同学会の事務／財務官であるジョン・キャンベル（John Campbell）教授がこの講演会の開催を提案してくれたことに謝辞を述べた。

ベアテ・シロタ・ゴードンは1923年にベアテ・シロタとしてオーストリアで生まれた。1929年に6歳で両親と共に日本に移る。1945年から46年にかけて日本で占領軍の一員として働いた後、アメリカ合衆国に帰国。その後、25年間、アジア協会においてアジア-アメリカ間の文化交流に貢献した。ゴードン氏は1995年に、著書『1945年のクリスマス』を日本で出版。1998年初頭には、英文での自叙伝、『The Only Woman in the Room』（講談社インターナショナル）が出版される予定である。

スザン・ファーはハーバード大学政治学部教授。日本国憲法の起草過程について、特にベアテ・ゴードンが取り組んだ女性の権利を中心に論文を発表している。

バーバラ・モローニはサンタクララ大学、日本近代史学教授。韓国における日本の経済政策をはじめとしてさまざまな研究を行っている。1930年代に出版された加藤シズエの著書『Facing Two Ways』の復刻版を実現させた。最近では、男女雇用平等法についての研究がある。

憲法起草にただ1人の女性として参加して

Beate Sirota Gordon

英語で皆さんにお話しできることはたいへんな喜びです。と申しますのも、日本人々は、今、終戦時について非常に関心を持っており、また1997年は新しい日本国憲法施行50周年記念の年であるため、私はこの2年半の間、4、5回にわたり日本を訪れ、日本で日本語で話し続けてきたからです。150人から6000人の聴衆に向かって、多分、もう20回から30回、日本語で講演したでしょう。日本語で講義をされたことのある多くの方は、私と同じ気持をお持ちのことでしょう。マイクに向かって絶対に間違わないようにしてみたいので緊張します。ですから、私は準備した原稿を使って細心の注意を払います。でも、ここでは、英語で、原稿なしで全く自由に、1946年に起こった私の人生で最も興奮に満ちた1週間についてお話しすることができます。

でも、その話を始める前に、私の経験について少し話させてください。そうすれば、皆さんは、私が女性の権利の起草に関わるなど22歳ではあまりにも無知すぎてできなかつたはずだとは思われないでしょうから。私は、当時の「若さ」で批判されてきました。後でそのことについてもお話しします。私はウィーンで生まれました。5歳半の時にコンサートツアーに出た父と共に日本に行きました。もちろん、母も一緒に来まし

た。父、ピアニストのレオ・シロタ（Leo Sirota）は、6ヶ月滞在する予定で日本へコンサートツアーに行ったのですが、16年間も滞在しました。これが、私が子供時代を日本で過ごすことになった理由です。

両親は私を日本社会に溶け込ませることにとても熱心でした。ですから、私には日本人の友達がたくさんいましたし、実際に日本の女性や女の子たち、子供たちについて生活を通して学んだのです。羽子板からおはじきにいたる日本の子供の遊びをすべてしました。女の子たちが母親と一緒にいるところをその子たちの家で見て、母親は家中では、財布の紐と子供の教育を管理していて、とても強い存在であることを知りました。しかし、お客様が来ると、母親は料理をしてもてなすけれども、ほとんど客とは話をしない。さらに、家の外では、主人の後をついて歩き、社会的な場で女性を見かけることは決してありませんでした。また、私の友達はお茶やお花を習って花嫁修行をしていました。でも、彼女たちは誰と結婚するのかも知らないうえ、自分の結婚相手を選ぶのに意見をはさむ余地もないことを実際に知りました。日本女性には離婚の権利がないことを知っていました。男性は自分から離婚できたのですが、女性はできなかったのです。私はまだ幼かったのですが（15歳半の時にアメリカの大学に行くために日本を去った）、母が日本の女性についてとても興味を持っており、時々私に講義してくれたので、こういうことを聞いて知っていたのです。1936年に私たちがウィーンに旅行した時に、母は多くの女性クラブで日本の女性問題について、芸者や家族の家に一緒に住んでいるお妾さんについて講演しました。

このことについて、短い逸話をお話ししましょう。有名な作曲家である山田耕筰さんは、父を日本に招いてくれた人で、近所に住んでいました。私たちは赤坂乃木坂の近くに住んでいたのです。乃木神社の近くには人々が散歩に来る公園がありました。ある日、山田さんがある女性と一緒に歩いているのを見て、母が「あっ、山田さんの奥様だわ」と言って、私を紹介したのです。翌週、私たちがまた散歩している時、山田さんは違う女性と一緒にいました。両親は私に何と言つていいかわからないだろうと私は思っていました。すると、両親はその女性を山田夫人だと言って私に紹介したのです。そこで私は母にこう言いました。「ママ、山田さんの奥様は今日はすっかり別人のように見えるね！」果たして、このお妾さんは山田さんと奥さんが住んでいる家に一緒に住んでいたのです。

私はもちろん母国語がドイツ語だったので大森にあるドイツ語学園に行きました。1936年頃、ドイツ語学園が、授業の前後に「ハイルヒッター」と言わせ、「Horst-Wessel Lied」を歌わせるナチの学校になった時に、両親は私をドイツ語学園から連れ出してアメリカン

スクールに入れました。そこで私は大学進学前の教育を終えたのです。ミルズ大学に入学した時までに、少しあmericaについて知つてはいたものの、そんなに知つていたわけではなかったので、それは、たいへんなカルチャーショック、私の人生で2度目の大いなカルチャーショックでした。最初のカルチャーショックは、もちろん、ウィーンから日本に来た時でした。それまで私はアジア人を1人も見たことがなかったのです。母が後に私に話してくれたことですが、私が初めて横浜港で日本人の男性と女性を見た時に、「あの人たちは皆、兄弟、姉妹なの」と母に聞いたそうです。そして、第2のカルチャーショックがアメリカに來たことでした。その頃（1939年）、カリフォルニア州オークランドにあるミルズ大学ではほとんどだれも日本のことなど知らなかつたのです。学生たちが、日本人はまだ洞窟とか木の中とかそんな所に住んでいるのかと私に聞くので、しまいには、自分が日本から來たことをもう言わないことにしたくらいでした。私は、日本についてこちらが恥ずかしくなるような質問をもうされないように、自分はアメリカ中西部のある所——私は中西部がどんな所が全然知らなかつたのです！——の出身だという作り話をしました。

私がミルズ大学にいた頃、学長は、オーレリア・ヘンリー・ラインハート（Aurelia Henry Reinhardt）という女性でした。その人はたいへんなフェミニストで、私たちに「大学に行くことはすべてがたいへん素晴らしい経験だ」と言つていました。多くの若い女性が男性を探しに大学に行く時代に、「それは全く結構なことです。あなた方は結婚相手の男性を見つけるべきです。でも、生涯続けられるような仕事に向かって努力もするべきです」と主張していました。そこはとてもいい教養学部（Liberal arts）の単科大学で、私たちはよく勉強しました。アメリカの女性が何をしているのか少し学びました。私はまだ在学中に、連邦政府通信委員会の外国放送情報局（戦争が始まった頃）で働き始めました。そこでは私を特別扱いしてくれました。というのも、皆さん、考えられますか、私はその頃アメリカで日本語のわかるたった60人の白人の1人だったからです。そう、今とずいぶん違いますね。でも、その頃、私は最高の待遇を受けました。陸軍や海軍で日本語を勉強していたすべての男子学生にとっても私は輝くような存在だったのです。みんな日本語が練習できるので、私とデートしたがりました。だから、私はこれらの男性のことはみんなよく知つているのですよ！

連邦政府通信委員会での私の仕事は「Tokyo Radio」を日本語とフランス語、スペイン語、ドイツ語、そしてロシア語で諜報することでした。短波放送の全くひどい音だったので、とても難しい仕事でした。全くすごい音でした！私の人生でその時だけです。タバコを吸つたのは。それに、午後3時から夜11時までの交代制で働いたので、と

りわけつらかったです。ラジオ局はサンフランシスコのエンパイアホテルの中にあって、下品なヌード劇場の反対側にありました。調度、私が11時に仕事を終えて出でてくると、その劇場にいた船員たちがみんな出でくるのです。私のルームメートは「絶対その劇場のそばを歩かないように気をつけて。だれもあなたを壁に押し付けたりできないようね。いつも逃げられるように車道の横の溝の近くを歩くように」と私に忠告してくれました。

働きながら同時に大学を終えるために、私は授業に出るかわりに、授業内容についての試験を直接受け、論文を提出することで単位を取りました。することがたくさんありました。3時から11時まで仕事に行って、帰宅し、眠ります。朝早くから試験勉強を始めて、論文を書きました。すごく忙しかったので、土曜日や日曜日ですら、遊びに行くことは全くありませんでした。その結果、大学を卒業して仕事をするだけになった時には、私は2年間毎晩といつても遊びに出かけました！

連邦政府通信委員会での仕事の後は、戦争情報局に勤め、ニュースを日本語に翻訳する仕事をしました。そこでは、自分の番組も持つました。東京ローズの向こうをはる、音楽の娯楽番組です。私の子供たちは私がこの番組のことを話すと大声で笑つたものです。私が育つ頃、日本人は新しものがり屋さんで、最新の音楽、最新の文学などにとても興味を持っていた。これは第2次世界大戦前のことだけ。番組を始めた最初の頃に、ストラビンスキイの新曲を紹介し、戦争のために日本ではこの素晴らしい曲を聴くことができないのは不幸なことだと日本人に語りかけたというようなことを、子供たちに話したのです。彼らは、それは今まで聞いたこともないおかしな話だと思いました。ともかく、誰が私のラジオ番組を聴いていたのかわかりません。多分、政府のお役人ではないかと思います。あの頃、一体どんな日本人の兵隊が短波ラジオを持っていたのでしょうか。私の番組を聴いたという人に1人だけ会つことがあります。でも、その番組はすべて無駄に終つたのか、それとも、日本政府の諜報役がストラビンスキイの音楽のごく1部をすごく喜んで聴いたのかどうか、それは私にはわかりません。

とにかく、私はついに（見たことのなかった）ニューヨークに行こうと決心しました。タイム誌でいわゆる日本の専門家として働きました。外国ニュース部門で働き、タイム社での差別について知りました。女性は誰も記事を書いていませんでした。皆、下調べをしていたのです。男性だけが記事を書いていました。とにかく、それだけでもう1つの講演になりますから、これ以上お話ししませんが、1つだけ皆さんに申し上げておきたいことがあります。それは、タイム誌の外国ニュース部での私の上司はウィッターカー・チャンバーズ（Whittaker Chambers）だったということです。彼からたくさん

ことを学びました。本当にたくさん。でも、それもまたそれだけでもう1つの講演になります。

1945年に戦争が終った時、日本に帰りたいと切望していました。また両親に会いたかったからです。両親は戦争中を通してずっと日本にいました。そこで、尋ねたところ、「民間人はだれも日本に行けない。行きたければ、軍隊に属するしかない」と言われました。私はワシントンに行き外国経済局の士官に話しました。私は日本語がわかるので、その場で仕事をくれました。「よし、日本に行ってもよい。君を東京にある連合軍総司令本部に赴任させよう」と彼らは私に言ってくれました。そこで、私はパスポートを申請するために国務省に行って、申請書の「職業」の欄に「調査専門家」と書きました。パスポートを受け取った時には、担当者が「調査」の部分を忘れて、「職業」欄には「専門家」とだけ記入されました。このようにして、占領時に日本に行くことになったのです。私は日本に行った初めての女性文官で、私には宿舎すらありませんでした—それは、1945年12月のことでした。そこで、陸軍女性部隊と共に住みましたが、それは、またそれだけで、とても素晴らしい経験でした。というのも、その頃、陸軍女性部隊はみんな将校の秘書だったので、欲しい物は、香水、ラジオ、ストッキング、何でも上海から手に入れることができたのです。私のルームメートは（私が初めて部屋に入って行った時に）「何か欲しい物はない」と尋ねました。「例えば、どんな物」と私が聞き返すと、これらのすべての魅力的な物の名前をあげた後、「将校のパイロットたちがほとんど毎週末上海に行くから、何でも欲しい物を運んできてくれるわよ」と言うのです。これは、とても素敵なかつた経験でした。

私は自分が配属されていた政府局（Government Section）に、両親を探すために、2、3日休暇をくれるように頼みました。東京中探ししまわったのですが、私たちが住んでいた家の跡に石柱を1つ見つけただけで、あとは何も残っていませんでした。ついに、ある人を通して両親が軽井沢にいることをつきとめました。そして、2、3日だけ軽井沢に行ったのです。すごく寒かったです。私の人生での冬の軽井沢ほど寒かったことはいまだにありません。皆さん、考えてみてください。両親が戦争中ずっと暮らしきったのは、避暑用に建てられた冬向きにはできていない家なのです。母の話によると、その家では、台所の水道管が破裂すると、翌朝には、そこでスケートがすべれるようになっていたそうです。また、卵を台所のテーブルの上に夜通し置いておくと、翌朝にはカチンカチンに凍っていて、その卵を床に投げつけても割れなかつたくらいだそうです。その話を聞いて、私は両親がずっとどんな暮らしをしてきたのか少しわかりました。母は栄養失調で身体中膨れしており、父は反対に顔中しわだらけになってすごく痩せ

ていました。それは、ある意味で、とても悲しい里帰りでした。

私は総司令部の政府局で仕事を始めなくてはならなかったので、1日も早く両親を東京へ呼び戻せるように努力しました。ウィットニー（Whitney）准将は政府局の局長で、マッカーサー（MacArthur）総司令元帥の非常に親密な助言者でした。彼の補佐はチャールズ・ケイディス（Charles Kades）大佐でした。この人については多分皆さんも最近よく読まれていることでしょうが、昨年、亡くなられました。私は民政部（Political Affairs Division）と呼ばれた部署に、ルースト（Roest）大佐とワイルズ（Wildes）博士という2人の紳士と共に配属されました。

ルースト大佐が部長でした。私は政治における女性について、そして、想像できないくらい無数にあった小規模の政党について調査するように命じられました。3人だけで構成された小さな政党もあって、他にも20人、50人、100人で構成されている政党もありました。我々はこれらすべての政党について何が起こっているのか把握しておく必要があったのです。私はその仕事と公職追放の仕事を任せられました。それから1ヶ月後に、ウィットニー准将が私たちを会議室に呼んで、みんなで25人でしたが、ドアを閉めて、こう言ったのです。「君たちは、これから憲法集団である。新しい日本の憲法草案を起草する。」この言葉がそこにいた私たち全員にどんな反応をもたらしたか、ご想像に難くないと思います。さらに、彼は言葉を続けました。「マッカーサー元帥は、大日本帝国憲法とほとんど変わらない、非民主的で、受諾不可能な多くの憲法草案を日本政府からすでに受け取っている。そこで、元帥は、我々政府局が日本の憲法の基礎として使用できるような草案を起草することに決定した。君たちは1週間でそれを遂行しなければならない。」

軍隊に属するということは、ご存じのように、この種のことを冷静に処理していくことです。それのみです！ ただ行動するのみなのです。私たちが会議室を退室した後、ケーディス大佐がそれぞれの部屋を回って、何をすべきなのか説明しました。私たちの部署は、市民の権利について起草するように命令されました。ルースト大佐とワイルズ博士、そして私はその場に座り込んでしまいました。ショックでもあったのです。それから、仕事を分担しようと彼らは言い、「あなたは女性だから、女性の権利について起草してはどうか」と私に提案しました。「素晴らしい、ぜひそうしたいです。しかし、私は学問の自由についても起草したいのです。」「結構です。学問の自由についても書いてください。」

私はすでにタイム誌で調査員としてかなり訓練されていましたから、すぐに、この憲法をどのようにして起草すべきかと考えました。私のいた部署には憲法学者も普通の

弁護士もいなかったのです。運営委員会は弁護士で構成されていましたが、私たちはそうではありませんでした。そこで、私は考えたのです。いくつかの見本、参考にし比較できる何かが必要だ。私はすぐにジープに飛び乗り、日本人の運転手は空襲を逃れまだ残っていた東京の図書館に連れて行ってくれました。ある特定の1つの図書館だけに行ってそこにある憲法を借りるということはしませんでした。なぜなら、この命令は極秘だったので、そうすると、司書がなぜ総司令部からきた人間が憲法を集めているのかいぶかしく思うのではないかと心配したからです。ですから、ここで2、3冊、あそこで2、3冊というように、あちらこちらの図書館で憲法を借り、最後は全部で10か11ぐらいの憲法を抱えてオフィスに戻ってきました。私はすごく人気者になりました。というのもみんな同じ状況にあったからです。他の憲法起草メンバーも見本が欲しかったのです。

私はこれらの憲法を非常に注意深く読んで、ヨーロッパの多くの憲法——スカンジナビア諸国憲法、ワイマール憲法、ロシア憲法——には、多くの女性の権利が、ただ基本的な権利についてだけではなく、社会的な権利についても保証されていることがわかりました。私自身が日本で見聞したことや、ミルズ大学で日本史を勉強した時に学んだことを考慮に入れて、憲法自体にできるだけ多くの権利を書き込まなくてはいけないと感じました。後で民法を書くことになる日本の男性の官僚が憲法を進歩的な方向に解釈するはずは決してないと考えたからです。しかし、数々の諸権利が憲法自体に列挙されていれば、彼らに選択の余地はない。何事も憲法に定められている通りにしなくてはならない。もちろん、皆さんのがお忘れないように、私はその時22歳で、ドラマチックで興奮していました。それに、私たちは全員、自分たちの取り組んでいることに燃えていました。私は、本当に、心から、この憲法の中に女性が永遠に幸せに生きるために必要なすべての諸権利が含まれて欲しかったのです。

そこで、私は最も大切な権利だと思えることを集めて、さらに細部を検討していました。箇条書きのようでしたが、目立つように文章を並べることすらしました。段落を短くして、細部にまで言及しながらも、すべてを1つの長い段落に押し込まないようになしました。興味深いことに、上司のルースト大佐もワイルズ博士も私の草案を気に入りました。この男性たちはフェミニストでした。ルースト大佐は、当時ではめずらしいことに、陸軍女性部隊の女性と結婚しており、ワイルズ博士は女性が大好きでした！私の周りには2人のフェミニストがいて、私の草案をとても喜んでくれ、全面的に支持すると言ってくれました。私たちは運営委員会に出向き、委員会のメンバーは私の草案に目を通しました。私の記憶ではそれはハッシー（Hussey）中佐だったと思うのですが、

「なんてことだ。これでは合衆国憲法にあること以上じゃないか」と声を張り上げたのです。そこで、私は言いました。「それは難しくないことですよ。ご存じのように、合衆国憲法には『女性』という言葉すら使用されていないのですからね。」それから、ケーディス大佐が意見を述べました。「我々が女性の権利にも社会福祉の権利にも共鳴しているのは、君も知っているだろう。しかし、それは憲法には全くふさわしくないんだ。」皆さんに、次のことを、今、はっきりと申し上げておく必要があります。これらの3人の紳士はみんな弁護士で、40歳以上、皆さん方なら彼らを男尊女卑の差別主義者（Male chauvinists）だとおっしゃると、私は今そう思います。このように言うのは完全に正確かどうかわかりませんが、ある程度まで当たっていると私は思うのです。社会福祉の権利を取り入れない理由は、憲法にふさわしくないからだ、それは後に民法で扱うことになる、民法に取り込まれるように準備する、と彼らははっきり言いました。「我々は将来もここにいるだろう。占領軍はまだ駐留し続けるだろう。我々はそれが民法に含まれるように見届ける」と。しかしながら、現在、日本人の女性たちは、私が主張した社会福祉の権利は民法に含まれておらず、いくつかの権利を法制化するためにすごくがんばって闘い続けているのだと言っています。その諸権利というのは、私が起草し、運営委員会によって削られた条項と同じようなものなのです。日本の女性たちは、もし原案にあったこれらのすべての条項が日本国憲法に含まれていたならば、自分たちは、今、困難な目にあわず、これらの権利のために最高裁にまで行って闘わなくてもよかつただろうにと嘆いています。しかしながら、当時、私は運営委員会のメンバーと議論した後、次のことを思い知りました。この委員会にはケーディス大佐やハッシー、ローウェル（Rowell）などの重要人物がいて、彼らは私よりもずっと権力を持っている。それは、タイム社と同じである。男性の編集者と記者はみんな権力を持っている、その一方で、女性の調査員には全く力がない。しかし、それにもかかわらず、最後には雑誌に掲載された記事の責任を取らされたことと全く同じだということです。もし間違いがあれば、責められるのは調査員であって、記者ではなかった。そこで、私は悟りました。もし運営委員会のメンバーが、少なくとも、最も大切な女性の権利を憲法草案に残してくれるならば、彼らは実際にそうしたのですが、それだけでも私は満足すべきだと思いました。でも、私は心の底から一生懸命女性の権利に取り組んでいたので、運営委員会の議論の途中でついに泣いてしまいました。ケーディス大佐は、私は彼の肩にすがって泣いたと言っていますが、それは覚えていません。泣いたことは覚えていますが、でも彼の肩にはすがっていません。当時、私は大佐のことをとても尊敬していましたが、社会福祉の権利について私を支持してくれなかつたことにはたいへん失望しました。

ここで、ほんの少し、私が起草した元の条項草案を読み上げたいと思います。それから、最終的に憲法になった条項を読みます。そうすれば、これらの文体の違いがおわかりいただけるでしょう。

「家族は、人間社会の基礎であり、その伝統は良きにつけ悪しきにつけ、国民に浸透する。故に、婚姻と家族は法によって保護され、親の強制によることなく両性の合意の下に、男性支配によることなく協力の下に、両性の明白な法的、社会的平等の上に成立すべきことを、ここに規定する。この原則に反する法律は廃止され、個人の尊厳と本質的な両性の平等の見地から、配偶者の選択、財産権、相続権、住居の選択、離婚と婚姻と家族に付隨する他の事項にわたる法が制定されねばならない。」

以上が私の草稿でした。

ここではお読みしませんが、他にもたくさんの条項を起草しました。社会福祉条項の1つの草案例を紹介しましょう。これは、ケーディス大佐がおかしくて笑いを誘うと言ったものです。

「国家は、妊婦及び育児に関わる母親を、既婚、未婚を問わず保護し、必要な公的補助を与える義務を負う。非嫡出子は法的な差別を受けず、身体的、知的、社会的環境において嫡出子と同じ権利と機会を与えられる。」私はこの種の条項をたくさん書いたのですが、前にも述べたように、すべて削除されました。

私の草稿に基づいて、現在、憲法になっている条項は次の通りです。

「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」(憲法第24条第1項) (ご覧のように、「親の強制」と「男性支配によることなく」を削除したのです。)

「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」(同条第2項)

以上のように残ったので、満足しなくてはなりませんでした。もちろん、私はある程度満足でした。でも、あまりに多くの部分が削除されたことはいまだに残念です。最近、ケーディス大佐と一緒に東京でテレビのインタビュー番組に出演した時に、穏やかに彼を叱りました。社会福祉条項の削除をどう思うか聞かれたので、私は全くひどい間違いだったと主張しました。ケーディス大佐はそうではないと反論しました。すると、その番組の女性司会者が言ったのです。「この点ではお2人は全く反対の意見をお持ちなのに、いい友達同士だなんて、驚くほど素敵なことですね。」

ともかく、私がすでにお話ししましたように、私たちは草案を書き直さなくてはな

らなかった。削除してすべてです。そして、草案を清書し終えて、マッカーサー元帥にようやく提出しました。元帥は、草案をウィットニー准将から日本政府代表部に渡し、それから政府の反応を見ようと告げました。皆さんのご想像のごとく、それはもうたいへんな反応が戻ってきました。私はすでに憲法の仕事は終ったと思っていたのです。ところがそうではなかった。3月4日にケーディス大佐が私の所にやって来て言ったのです。「我々が今日、日本政府と持つことになっている極秘会議に来てほしい。運営委員会と日本政府の代表が出席するのだが、我々は余分の通訳が必要だ。君はすごく早くて有能な通訳だから、君もその場にいてほしい。女性の権利を起草したからではなくて、通訳として、ゴードン(Gordon)少尉(後に私が結婚した人)と彼の部下を補佐するためだ。」

朝の10時に私たちは入室しました。そして、会議が終るまで、日本政府の代表が憲法のあらゆる部分を我々と検討し、すべてが決定されるまで誰も退室できないと言われたのです。私たちは、多分、4、5時間かかるだけだろうと思っていました。しかし、始まってみるとすぐに、もっと長くかかることがわかりました。英語の草案をその会議の約2週間前に日本側に渡しておいたのです。私たちは、日本側はその日本語版、つまり我々の草案の翻訳文を持ってくると思っていました。しかし、持ってこなかった。我々が望んでいたことはほとんど何も取り入れずに、再び大日本帝国憲法と変わらない自分たちが起草した別の草案を持参したのです。それを読み始めた時、この新しい草案をすべて翻訳しなくてはいけないことに私は気付きました。ケーディス大佐や運営委員会の他のメンバーがいるところで、すべての条項を急いで訳すという緊張感がどんなにすごかったか、ご想像していただけると思います。しかも、それは非常に長くて忍耐のいる仕事だったのです。本当に自分たちの草案の日本語訳文がなかったことが悔やまれました。

今では、この我々の草案の日本語訳文がどのようにして、急に、ゴードン少尉の肘のすぐ側にあった会議室用の机の上に現われたのか、ゴードン少尉と私の間で2つの異なる記憶があるのです。私はそれは白洲次郎だったと記憶しています。彼は、中央連絡部に所属していて、この会議にも出席していました。白洲さんは翻訳文書をポケットから取り出して机の上に置いたのです。ゴードン少尉はそれは見なかったと言っています。翻訳文書が、突然、どこからともなく現われていて、自分はテーブルの上にすでに置かれていたのを見つけただけだと主張しています。多分、私たち2人共が正確に記憶していると思った方がいいでしょう。ゴードン少尉はその翻訳文書に気付くや否や、すぐに読み始めました。それは、何と私たちの草案の日本語訳文だったのです。もちろ

ん、彼はケーディス大佐にこのことを伝えました。すると、大佐は、「では、日本政府代表が持参した新しい草案から始めるかわりに、こちらを検討することから始めよう」と言いました。そこで、私たちはまた振出しに戻って始めたのです。日本側がどんなに天皇の権利について議論したかご想像に難くないと思います。どんな語句を使用するのか、国家の「象徴 (symbol)」という言葉を使うべきか、「至高 (supreme)」という言葉を使うべきか、等。それは、本当に、とても、とてもドラマチックで大声を張り上げての議論でした。私は、通訳するのがとても早かったので、両方の代表のために通訳しました。そういう訳で、私は日本側を助けてあげていましたし、ことが早く進んだので、日本の代表者たちは私に対してはどちらかというと好意的でした。ケーディス大佐は心理的なアンテナを張り巡らしていました。彼は人の気持がとてもよくわかる人なのです。午前2時に——考えられますか、私たちは午前10時に始めたのですよ——女性の権利の条項のところにきた時は、日本側は天皇について闘ったのと同じ位にドラマチックに女性の権利について闘い始めました。ケーディス大佐は、この議論にもさらに8時間かかるだろうということがわかっていたので、日本側の代表に向かい、私を指さして言いました。「シロタさんは女性の権利に命をかけています。この草案を通してあげませんか。」私には、それが日本側の代表者たちにとってショックだったのか何だったのかわかりませんが、彼らは草案を受け入れました。そして、私たちは次の条項に移っていました。ついに翌朝の10時までかかりました。私が退室したのはその時で、朝の10時でした。私は帰宅しましたが、私の未来の夫はそれから翻訳者の部下と共に語句を細かく検討する作業に取りかかったのです。ある言葉はまだ吟味する必要がありました。それから、彼らは夕方6時まで働いたのです。

それが、憲法についての仕事の最後でした。もちろん、憲法は国会に提出され、天皇によって発布されました。吉田首相から、金の菊が真ん中にある銀杯の贈物をいただいたのは、憲法の仕事をした人は全員受け取ったと思いますが、皮肉なことだと思いました。その銀杯の裏には、「新憲法記念」とありました。その時私は思ったのです。まあ、新しい民主的な憲法に天皇家の紋章なんて！これは何とも皮肉なことだと思いました。さらに、私は女性だったので、皇室から最上の美しい白絹である羽二重がご下賜されました。

以上が憲法が起草されたいきさつです。皆さん、なぜこれまで私のことを聞いたことがなかったのか、それなのに、なぜ急に、50年経ってから、私のことが明らかにされたのか不思議に思われていることでしょう。それには、いくつかの理由があるのです。まず、占領軍が日本から退去した後すぐに、日本では改憲の大きな運動がありまし

た。特に、憲法9条です。日本の女性たちは改憲が始まれば、次の対象は女性の権利だと感じたのです。私もそう感じました。日本の報道機関と学術雑誌は、若いということで私を批判しました。22歳でどうして女性の権利が起草できるのだ！この人たちは、もしも、社会福祉のすべての権利について、私が書いた草案を通すことができていたならば、自分たちが今どんな恩恵を受けることになっていたかということをほとんど知らなかつたのです！さらに、ある日本人たちは、私や他のメンバーをニューディール主義者だとか、他にもいろいろなことで、批判しました。そこで、私は考えたのです。もし、今（1950年代のことでした）、私が公の席に出ていて、自分の憲法草案起草過程への参加について話したら、どうなるのか。まだ、その時はほんのわずかの人しか知らない時だったのです。（ファー教授は私をインタビューしており、他にも2人のアメリカ人がいたので、私のことを知っているアメリカ人の学者はいました。）ほとんど誰も知らない方がいいし、知っている人も忘れてくれて、日本国憲法が部分的にアメリカ人たちによって起草されたものとしてよりも、むしろ、「日本人の」憲法として考えられるようになるほうがいい。私はそう考えて沈黙を守りました。日本とアメリカの親友たちに草案起草のことを話すと、45年間もどうして秘密にできたのか、なぜ、今、それを明らかにするのかと尋ねるのですが、それは、私にとって、ずっと変なことだったのです。

では、なぜ、今、私は公の場に現われて憲法制定過程の話をしますのか。皆さんもご存じのように、当時、それは極秘事項だったのです。私はいつその機密種別が時効となつたのかはっきりした時はわかりません。ファー教授の考えによると、1960年代の終りだろうということです。でも、皆さんには、私たちにとってそれは秘密事項であったという感じはおわかりいただけます。ケーディス大佐は、ウイットニーダ佐とマッカーサー元帥に忠実でしたので、マッカーサーが亡くなるまで決して何も話しませんでした。事実、彼は、憲法については、4年前まで完全黙秘の状態でした（アメリカ人は学者を除いて特に興味を持っていなかった）。日本の報道機関に、インタビューされ、テレビの報道陣がやってきて、女性の権利について聞かれるようになると、その度に、「ゴードン夫人に聞きなさい」と助言したのです。こうして、報道関係者が私のところに来るようになりました。ケーディス大佐は私の上司でしたから、彼が憲法について公にしているのならば、もう大丈夫なのだと感じました。それに加えて、私は、現在の日本では、女性の権利について反対しても誰も何もできないという自信を持っています。心からそう確信できます。どのように憲法を改正しようとしても、女性の権利には触れることができないでしょう。もちろん、私は、個人的に、憲法の改正については

大反対です。日本国憲法は理想的な憲法だと心から信じているからです。第9条は、本当に、とても信じられないくらい素晴らしい、特別な存在だと思います。日本で講演する時にも、私はそう主張します。そうすると、ほとんどすべての女性が私の意見に無条件に賛成します。多くの若い男性たちも同じです。ですから、私は、この憲法はきっと長く受け継がれ、日本のみならず、世界中の諸国にも平和をもたらしていくのだという強い希望を持っています。

講演に寄せて：ラディカルな変化を解説する

Susan J. Pharr

東京の中心にある第一生命保険の本社、エレベーターに乗って上の階に上がって行くと、第一生命保険の社員が、使い古された皮張りの椅子のある部屋に通してくれる。勧められてその椅子に腰かけると、社員は大きな葉巻パイプを握らせてくれ、そして、かつてマッカーサーが座っていた椅子に腰掛けているあなたの写真をポラロイドカメラで撮ってくれる。1947年に施行された日本国憲法を起草するために卓越した人々が一同に会したのは、まさに、1945年と1946年初頭の戦争で破壊され瓦礫となったその東京の中心地のことであった。

ペアテ・ゴードンが今夜我々に講演してくださった出来事について私自身がすでに研究したことをふまえて、私が強調し説明したいことは、次の点である。それは、ゴードンが成し遂げたことは、2つの異なる点に置いて画期的なことであったということである。まず、その法的刷新において日本にはほとんど先達が存在しなかった。1920年代の日本に非常に重要な婦人参政権運動があったことは事実である。このテーマについては、バーバラ・モロニーの妹であるキャシー・モロニー（Kathy Molony）が数年前にとても優れた博士論文を書いている。しかしながら、1945年10月から1946年2月までに行われた議論にも、憲法立案作業——日本国中が5ヶ月間にわたって取り組んだ家内工業的な執筆作業——にも、女性のための法案は全く存在しなかった。この意味において、ゴードンの業績は、他の誰も提示しなかったものを議題に載せるという、卓越した動きとなった。これが私が指摘したいことの1つである。

次に、ペアテ・ゴードン自身が今しがたの講演において述べたように、女性の権利条項は、過去から現在に至るまで、まだ非常に希有な法律であるということを、私も強調したい。現在、女性の権利の明白な保障、つまり、差別の禁止は、世界中の多くの憲法に存在することは事実であるが、しかし、アメリカ合衆国には、現在においてもまだ存在しない。日本国憲法に制定された、女性に影響を与える2つの条項のうちの1番

目、第14条において、ペアテ・ゴードンは、合衆国において度重なる努力にもかかわらずついに承認されなかったEqual Rights Amendment (ERA: 男女平等憲法修正案) の日本版を、1946年に日本女性に与えたのである。2番目の条項、第24条は、結婚生活における男女の平等を含むものである。それは、いまだかつてアメリカ人の考えには浮かびもしなかったものであり、また、他の国の憲法にもほとんど見られないものなのである。したがって、ペアテ・ゴードンが参考にしたモデルがワイマール共和国やスカンジナビア諸国、さらに共産主義国の憲法であったことは、全く驚くことではない。なぜなら、これらの国々の憲法においてのみ、我々はそのような女性に関する進歩的な条項を見出すことができたからである。

今夜の講演において、我々は、1946年の2月と3月にかけて繰り広げられた、ペアテ・ゴードンのたぐい稀なる経験の話を聴いたわけであるが、ここで振り返って次のことを考えてみたい。それは、どのようにして、この先進的な条項が法制化されたのか、その過程である。つまり、占領軍の権威による検閲を生き延び、その後には、日本の官僚による抵抗、最後には、国会での議論を無事に終えたのである。その理由としては次の5つの点が考えられる。

まず、第1に、政府部（Government section）内で市民権に関する草案起草任務がニューディール主義者の3人、つまり、これらの法案は自然な案件であると考えていた人々に任せられたということである。この事実には、宝くじに当たったような幸運が働いていた。アメリカの1930年代の経験を通り抜けて、彼らが生きていた1940年代という特異な世界で、彼らはこの種の法案の信奉者であった。もしこの3人が他の者であったなら、そのように感じていなかつかもしれない。しかし、この任務を与えられたのは、まさしく他の誰でもないこの3人であった。

第2点は、当時起こっていた、特異な——思いがけなくも——イデオロギーと政策の結合である。占領軍の人々が任務を遂行しようとする時にその規範的な枠組みになっていたのは、日本男性は軍国主義的で全体主義者だということであった。そして、その文脈において、彼らは、日本の女性は平和の推進力になると信じた。それが、彼らが占領政策に持ちこんだ構図であり、その構図の中で、1つのイデオロギー的目的の達成の手段として女性の権利を考えたのである。

次に、この種の法案に対しては常に存在する反対勢力が、当時、その力を無くしていたという、動かし難い理由が第3番目にある。確かに、日本社会にはこの法案に反対する保守勢力は当然存在したのであるが、ちょうどその頃、公職追放が進んでいた。（翻訳者注：ゴードンはその公職追放の任務にも就いていた。）従って、平常時ならこ

の改革を妨げることができたであろう勢力のすべてが、この草案が法案化される時期には、その力を奪われていたのである。

この点は、私が指摘したい次の第4の理由につながっていく。つまり、タイミングがすべて完全に合ったということである。反対勢力が動き出せるようになる前に、すべてのことが憲法公布に向かってあまりにも遠くまで進んでしまっていたので、もう誰もその変化を元の状態に戻すことは不可能になってしまっていたのである。

最後の理由は、女性の権利についての憲法草案は、関係者たちが懸念し争っていた最優先事項ではなかったおかげで得をしたということである。第9条は決定的な問題であった。天皇の地位が、ほとんどの保守派にとって中心課題であった。このような状況にあったので、女性の権利は度外視されたのである。

したがって、広い意味では、これが女性の権利についての草案が立法化された理由である。法律の最終的な理由である。今夜の講演会において、私たちは歴史について語っている。しかし、同時に、社会科学においても主要な課題である問題についても語っているのである。つまり、それは、どの程度まで規則や法律が現実を形作っていくのかという問題である。アジア学学会において、今日の昼に我々はこの問題について会議を開いた。その討論の場にいた非西洋諸国を研究するほとんどの人々が、ある国での法律改正が、その結果として自動的に現実を変化させるということについて、懐疑的であった。我々は、変化はそのようにして起こらないということを知りすぎるほど知っている。しかし、今夜は、私をこの議論の反対側に立たせてほしい。つまり、法律は社会に実に深い違いをもたらすということである。戦前において、法律と習慣は一致していた。他の言葉でいえば、法的構造が社会での女性の位置を規定していたのである。ベアテ・ゴードンが日本にもたらした法律は、女性の地位に関しては法律と習慣の間にギャップを創り出した。それからというもの、女性に関するすべての問題がずっと無視されずに検討されているのは、まさに、この修正されたコンテクストにおいてなのである。そして、これこそが、ゴードン氏が日本女性にもたらした最大の貢献なのである。

講演に寄せて：1つの重要な歴史的瞬間

Barbara Molony

1947年に施行された日本国憲法は、現代日本女性史において決定的な分岐点を創り出した。ある批評家たちは、日本女性ではない人々の行動によって具体化された変化が日本女性の信念を表現できるはずはないと言って、その重要性を低く考えている。つまり、彼らは、1947年の日本国憲法の立案者たちは、軍事的勝利に引き続いでヨーロッパ

中に革命的な憲法を押し付けたナポレオン・ボナパルトのように考えたのだと言っているのである。ナポレオンは、弟のジェロームをウェストフェリアの王座に任命した彼への書信において、次のように述べている。

ここに貴公の王国の憲法を遺わす。忠誠心をもってこの憲法を遵守されよ……。ナポレオン法典の恩恵は……貴王朝に類稀なる多くの特色をもたらすであろう……。民衆は1度、賢明で自由な政治による恩恵の味をしめれば、何ゆえに専制的なプロシャの規制の元の何に戻りたいと思うであろうか。ドイツ民衆も、フランスやイタリア、スペインの民衆と同様に平等と自由な思想を欲しているのである。

ナポレオン法典の、文化と歴史を超えると推定された普遍性は、ボナパルトが想像したほどではなかったことはすでにわかっている。それと同様のことを、批評家たちは日本国憲法について次のように論じる。戦後の日本国憲法の最も意義深い点は、その日本女性に対する人権思想に根ざさぬではない。むしろ、それよりも、長い間否定されていた日本女性の間で培われてきた権利への要求と、戦中に起こった女性の役割の社会的变化の両方に反応している点にある。第2次世界大戦中に女性が公的な社会活動への参加を増していくことが、戦後、憲法によって全面的に保障された参政権を伴う社会参加を準備した、というわけである。

このことは、ある程度事実かもしれない。しかし、私は、この場において、この説に反対したい。つまり、1947年の日本国憲法は、まさに、近代日本において女性にとって重要な歴史的瞬間を創り上げたと主張したい。しかも、それがなされた領域というのは、フェミニズムの言説、思想的枠組みにおいてであった。ここで、私は女性がしたことのすべてを検討しようとするのではなく、むしろ、フェミニズムの言説に焦点を絞って考えていきたいと思う。

日本国憲法によって女性の権利について改革がなされる以前は、日本の女性解放思想は、ほとんど全くといってよいほど——いくつかの例外はあったが——、国家と社会への女性の参加（inclusion）が中心課題であった。日本国憲法が女性に参政権を保障してからは、さまざまな次元の女性解放の思想が出現し、性差別やそれに関する問題についてニュアンスのある批判がなされた。

岸田俊子や矢島楫子、あるいは福田英子のような明治時代の女権論者たちは、女性の人権について、女性の公的活動への参加をよく論じている。しかしながら、参政権——我々が完全な公民権として考えるもの——は、女性が生活し、働く場所である社会や家庭の状態、あるいは、その状況における女性の地位向上を追及しているすべての者にとって、主要な関心事ではなかった。ある明治の改革者たちは、女性が屈辱的で不健康な方法で扱われていることについて憤慨しているものの、女性が完全な市民権を得ることに関しては反対していた。

しかしながら、女性の公的活動への参加の権利は、明治時代の後期までには、女性解放の重要な課題となった。1911年に、平塚雷鳥が、女性は失われた創造性を自己のうちに再発見すべきだと呼びかけていた一方で、他の女性たちは、女性の政党と政治的なデモへの参加を非合法化していた、抑圧的で悪名高い治安警察法第5条の改正を要求し始めていた。そして、第1次世界大戦後の時代には、女性の政治活動への参加を阻む同条第5条に対する敵意が、新婦人協会の結成を促した。それから、この第5条の部分的改正寸前に新婦人協会が解散した時、数多くの女性団体が目覚ましい勢いで誕生した。日本婦人参政権協会や、その他にも、「参政権」を意味する何らかの言葉を団体名につけた多くのグループが、はっきりと公民権を活動の第1目標に掲げた。そうではない婦人団体も存在したが、それらのグループも、女性がさまざまな形で社会に組み入れられるために活動していた。今日では、我々は人間としての権利 (human rights) と市民権 (citizenship) という異なるものを1つにまとめて考えるが（「私的なことは政治的である」）、1920年代にはそうではなかった。1922年までは、女性による政治的な集会はいかなるものも非合法であった。1922年以後ですら、多くの女性たちは、消費者団体、産児制限運動、慈善団体、愛国婦人会、節約運動、その他の改革を目指すさまざまなグループなどの団体の活動を通して社会への参加を求めた。婦選運動家も公民権を強調する他の者たちも、しばしば、権利をある目的に達する手段として考えていた。このことは、とりわけ、1930年代に最も有名であった婦選運動のグループが、台所と政治を同じレベルで考え、その結果、「公 (public)」と「私 (private)」の間に存在していた区別を消してしまったことに、非常に顕著に見られる。当時の婦人運動家たちの目標は、公的な参加を意味する「市民権」(Citizenship rights) よりも、むしろ「公民権」という概念にもっとよく表現されるものであった。1930年代の初期にわたって、婦人運動団体は、軍事的政府による政策の脅威が拡大しつつあると考え、それに反対するために、女性は公的、社会的活動に参加する権利をもたなければならないと議論し続けた。しかし、1930年代の後半までには、多くの婦人団体は、主として次の2つの理由で軍事的な政策と妥協した。(1) もし反戦と、反戦活動に密接な立場を取り続ければ、国家総動員法のもとに、その団体は解散させられるであろう。(2) 政府は、女性に断固として選挙権は与えなかたが、公的な領域では、はるかに大きな責任を担わせた——それは、女性が社会と国家に包含されることに向かっての大きなステップだと、多くの婦人運動家たちは感じたのである。日本の戦後の女性運動家たちの驚きは理解できるが、戦中の女性たちは、いまだかつて経験したことのなかつた大いなる参加の権利を喜んだかのようであった。家庭生活さえその影響を受けた。町内会の会合では、夫だけではなくて、妻

までも、夫婦そろって世帯を代表するように出席を求められた。

敗戦降伏後10日も経たないうちに、戦前からの婦選運動家、市川房枝と他のメンバーたちは戦前の婦選獲得同盟の人々を集め、後に婦人有権者同盟となった団体を結成した。その団体の目標は何だったのか。女性の選挙権獲得であった。その成功の論拠となつたものは何だったのか。まず第1に、明らかに、占領軍は女性の参政権をすぐに必要としていた。このことに加えて、日本女性は戦中の戦争協力活動によって、参政権を獲得したのである。さらに、1945年の秋には、婦人運動家たちは日本政府に治安警察法第5条の残部を破棄させ、その結果、女性は政党に参加できるようになった。したがつて、1947年に日本国憲法が女性に完全な公民権を保障した時には、すでに参政権は女性解放の言説の中心課題ではなくなっていた。つまり、参政権が中心課題である必要はなくなっていたのである。

ペアテ・シロタ・ゴードンの最高の業績は、女性に市民としての権利を憲法で保障したということにつきる。さらに、ゴードンは、成功はしなかったものの、女性の社会的困難の除去と地位向上を促進する憲法上の権利を立法化するために内部で働きかけた。この未完成の仕事は、過去半世紀にわたり議論され続け、より広範囲の女性解放の問題の1部となった。つまり、日本国憲法は、フェミニズムの言説の主要課題を公民権からはずし展開させたという意義に加えて、憲法に規定されなかつたことを論争点として後世に残したことによって、日本のフェミニズム論争の歴史において、決定的に重要な分岐点を創り出したのである。

1950年代と1960年代初期の女性解放の諸運動は、さまざまな理由で、現代の観察者にとってあまり興味深くないものである。そのために、この頃を、我々は何も起こらなかつた静かな時代であったと考える。このことは、日本についてだけではなく、アメリカ合衆国や他の多くの国についても同様にそう信じられている。もちろん、これは間違った推測である。日本はまだ貧しく戦争時の荒廃から立ち直る途上であったので、フェミニズムの言説は生活の諸問題の質についての議論が中心であった。婦人団体は、出産休暇と家族の健康食料の確保、子供を養うために母親が働くことでも子育てを可能にするような政策、公娼制度の廃止、国際平和運動、あらゆる形での働く場での平等、そして、市民としての諸権利のために運動した。後の世代の女性解放運動家たちなら、いくつかの問題について（とりわけ労働と母性！）非常に違った意見を持ったであろうが、これらの運動について重要な点は、公民権は数ある諸問題の1つにすぎなかつたということである。政治的な婦人運動家たちは、その多くが戦前から運動を始めた気骨ある先駆者であったが、女性が獲得した憲法上の諸権利を具体化するために力を注ぎ続け

た。「初の女性」——初の女性閣僚、初の女性大使、初の女性市長など——が生まれるように陳情し、そして「最初の女性」が生まれたことを祝った。さらに、立法化過程の1部である審議会に、ばかりでなく少なすぎる女性の人数を増やすために、急な上り坂を登るような骨の折れる闘いを続けた。それでも、1980年代半ばには、国籍法を改正することに成功した。その結果、国籍は、平等に、父系によってだけでなく、母系によってでも、取得できるようになった。

しかしながら、これらの議論は日本国憲法制定後にさまざまな人々によってなされてきたのである。きわめて簡潔に、あえて極端に単純化しそうするかもしれない危険をおかして言えば、過去、数十年間にわたって、女性解放の諸論は性差別を攻撃することに集中してきたと言えよう。それは、次のような形を取りえてきた。例えば、「ぐるうぶ闘うおんな」のような1970年代初期のリブの女たちの自己の意識高揚を伴った徹底的な社会批判の形態、あるいは、1970年代中期に「中ビ連」が行ったように、妊娠、出産に関する健康問題とセクシュアリティの両方に密接な関係のある法律制定を働きかけること、また、「国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会」が1975年から実践してきたように、政策や法律、社会における具体的な改革に行動目標を合わせることなどである。運動体は、実際に、特定の問題について集まつた実に多くの女性グループを緩やかにまとめる1つの傘のようなものである。現在も、その他の女性問題に関わる数百のグループが組織され続けている。働く場における平等、女性に対する暴力、セクシャルハラスメント、男女の性的分業を教える家庭科、仕事と子育ての両立（例えば、アグネス論争）、国際的なセックス産業における日本の役割、セクシュアリティ、エコロジーとフェミニズムなど、その他にも多くの問題が過去半世紀にわたる女性解放論争を占めている。それに加えて、意義深いことには、ある女性解放論は、市民社会と政治のすべての分野における女性の参加を声高に叫ぶのではなく、男性支配の社会からの退去を主張している。このように、フェミニズムの言説には確実に幅ができた。しかも、政治的な重要性においてだけではなく、学問的な論争における重要性においても、社会に根をおろし、その制度の1部になった。

1947年の日本国憲法は、ここに検討してきたように、日本のフェミニズムの歴史において決定的な分岐点となった。憲法は、女性に公民権を保障することによって、女性を国家と社会に参加させる闘いを、女性解放の議論と行動における中心的な位置からはずした。そして、さらに、他の多くの性差別について取り組む可能性を開いたのである。

ここで、再度、ナポレオンの逸話に戻りたい。我々は、ナポレオンが、フランスの法典と人権の革命的な概念は超文化的、超歴史的な普遍性を持つと考えたことを批判することはできるが、その一方で、ナポレオンが没し、彼の帝国が滅亡した後も長期にわたり、ドイツやその他のヨーロッパの人々が、ナポレオン法典と権利について、情熱をかたむけて論争し続けたことを忘れるべきではない。ナポレオン法典はヨーロッパの法的、社会的論争の性格を永遠に変えてしまったのである。それと同様に、ベアテ・ゴードンのようなアメリカ人の業績である日本国憲法も、また、日本のフェミニズムの言説に重要な歴史的分岐点をしるし、さらに、信じられないほどさまざまな女性解放の言説の空間を開いたのである。

憲法草案 第3章 公民権

翻訳者解説

ここに紹介するのは、ベアテ・シロタの属する公民権委員会が運営委員会に提出した草稿の翻訳である。TOP SECRETと記された草稿には、運営委員会による削除や書き込みが見られる。草稿の削除部分について読み取れるところは訳出し { } で括った。

この草稿には、ケーディス大佐が「民法で定めることだ」と述べたように、人権について多岐にわたり細かく列挙されている。しかし、その内容は、男女平等に始まり、身分制度の廃止、子供の平等な権利と教育、学問と思想の自由など、女性のみならず、被差別部落の人々やアイヌ民族、在日外国人を含む、日本に住むすべての人々の人権に関わることである。さらに、国際規約に言及するなど、その思想的枠組みは21世紀をも展望させる。

公民権委員会原案報告 (The original report of the Committee on Civil Rights) 第3章 人権

I. 総則

1. 国民は、他者が同等に享有する権利に不利益にならない基本的人権を、干渉されることなく、享有する。
2. {憲法に列挙された特定の自由、権利及び機会は、国民が有する他の諸権利を否定あるいは軽んずるために、これを解釈しない。(この項すべて削除)}
3. この憲法が保障する自由、権利及び機会は、国民の自己規律に基づいた協力に由来する。濫用を防ぎ、常に公共の福祉のために用いるために国民は相応の義務を負う。ゆえに、すべての自由は責任を伴い、すべての権利は義務を伴い、すべての機会は利益を受ける者の努力を伴う。
4. 将來の憲法改正、{削除、解説不可} 法律または法令は、国民に保障された絶対的な平等と正義の権利を、いかなる手段によっても制限あるいは無効にしない。また、将来の立法措置は、公共の福祉、民主主義、自由あるいは正義を、他のいかなる事よりも尊重する。{憲法に表現された原則と対立するいかなる立法措置も無効である。(削除)}
5. すべて国民は、人間性のゆえに個人として尊重される。生命、自由及び幸福の追及に対する国民の権利は、公共の福祉の範囲で、法律と国政の上で、最大に尊重される。
6. すべての人間は法の下に平等である。人種、信条、性、門地、国籍による、いかなる政治的、経済的、教育的、社会的関係における差別はこれを認めず、許容しない。いかなる特権も、称号、名譽、勲章、殊勲の所有または授与に付随しない。殊勲の所有または授与は、既存、ある

いは将来授与されるにかかわらず、それを所有または授与された個人の生存の限りにおいてのみ有効である。

7. 国民は政府を審判する最高権力を有する。国民は政府公務員を選定し { 削除、解説不可 } 罷免する国民固有の権利を有する。すべて公務員は特定の団体ではなく、全体の奉仕者である。すべての選挙における、投票の秘密は、これを侵してはならない。また、選挙人は個人の選択に関し、公的にも私的にも、責任を問われない。
8. すべて個人は、法律、条例、規則の制定、廃止又は改正に関するのと同様に、苦情の救済に対して平和的に請願する権利を有する。かかる請願をしたために、何人も { 削除、解説不可 } 差別されない。
9. { すべて国民は、公務員の不法行為により課された損害あるいは被害に対して賠償を受ける権利を有する。(この項すべて削除) }
10. 外国人は { 日本国の (削除) } 法律上平等な保護を受ける権利を与えられる。{ 削除、解説不可 } 嫌疑を受けた時は外交代表と自己の選択による通訳補助を受ける権利が与えられる。{ 帰化は強制的に行われてはならない。(削除) }

II. 自由

11. { 個人の自由は法律の保障下にある国民固有の権利である。(削除) } 何人も { 「個人」を削除し、「人」に書き換えられる } { 犯罪を犯さないかぎり、(削除) } 監獄、奴隸的状態、賤役身分に置かれない。{ 強制労働を含む、(削除、解説不可) } 処罰の行使としての不本意な苦役は禁止する。
12. 思想及び良心の自由はこれを侵してはならない。
13. 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国家、{ あるいは国の全国的、地域的な権威 (削除) } から特権を受けない。{ また、宗教関係者は政治的目的のために、その宗教的権威を濫用してはならない。削除 } 何人も、宗教的行為、祝祭、儀式または礼拝に参加することを強制 { または、圧迫 (削除) } されない。宗教と偽り、他者を扇動し、敵意を実行する場合には、その宗教団体は認められない。国家及びその機関は、宗教教育あるいはその他のいかなる宗教活動もしてはならない。
14. 言論と報道の自由は、公務員、政府機関あるいは公的行為を批判する権利、法律の制定、改正あるいは廃止を主張する権利を含めて、保障される。検閲は、これを廃止する。{ 犯罪調査の場合を除いて (削除) } 通信手段の秘密は、これを侵してはならない。
この自由は、口頭誹謗、恐喝、文書誹謗、虚偽、あるいは悪意ある流言の故意的な流布、法を遵守する団体に対する敵意の故意的な刺激、放逸な扇動、妨害、あるいは暴力を許容するように、これを解釈しない。何人も自己の言論あるいは行為の結果に対し責任を負う。
15. 集会の自由は、あらゆる事柄の平和的な熟慮あるいは公的な示威活動において、何人も、これを保障する。このような集会は常に、制御不可能の無秩序か暴力的な事態を除いて、政府権威の介入を受けない。しかし、指導者と演説者は、自己の活動の直接的結果に対して責任を負う。
16. { 他者の権利を侵害 (削除) } 公共の福祉に反しない限り、居住の移動と選択の自由は、何人にも、これを保障する。
何人も、自己が欲し、かつ選択した国家の法が入国と居住を許可する場合は、移住する自由を有する。しかし、日本国籍を有する国民は日本国領土から追放されない。
17. 学問的教育と研究の自由、そして職業選択の自由は、すべての成人に、これを保障する。{ 学問の自由と権威を濫用する教育者は、その者が所属するか、あるいは全員の権利を有する全国的専門組織の勧告にのみ従い、懲戒あるいは免職に服する。(削除) }
18. 国は、これらの自由において国民を保護する義務を負う。

III. 特定の権利と機会 (翻訳者注: 原案では18番が2回使用されている。)

18. 家族は、人間社会の基礎であり、その伝統は良否にかかわらず国民に浸透する。ゆえに、婚姻と家族は法によって保護され、親の強制によることなく両性の合意の下に、男性支配によることなく協力の下に、両性の明白な法的、社会的平等の上に成立することを、ここに規定する。この原則に反する法律は廃止され、個人の尊厳と本質的な両性の平等の見地から、配偶者の選択、財産権、相続権、住居の選択、離婚と婚姻と家族に付随する他の事項を検討する法が制定されるべきである。
19. 国家は、妊婦及び育児に関わる母親を、既婚、未婚を問わず、保護し、必要な公的補助を与える義務を負う。非嫡出子は法的な差別を受けず、身体的、知的、社会的環境において嫡出子と同じ権利と機会を与えられる。
20. 家族へもこれを認めない。養子は、他の家族員の利益を害する優遇措置はこれを認めない。長子の特権は廃止する。
21. すべての子供は、出生のいかんにかかわらず、個人の成長のための平等な機会が与えられる。本目的達成のために、8年間にわたる無料の普通義務教育が公立小学校において与えられる。中等、高等教育はそれを希望するすべての適正のある学生に無料で与えられる。学習教材費は無料でなければならない。国家の補助はそれを必要とする学生に与えられる。
22. 私的教育機関は教育課程、設備、教師の科学的な訓練の水準において、国によって規定された公的機関の水準に劣らない。
23. すべての学校は、公立であれ私立であれ、一貫して民主主義、自由、平等、正義、そして社会的義務の原則を強調しなければならない。また、平和的発達の卓絶した重要性を強調し、常に教育における真実と科学的知識と研究を遵守しなければならない。
24. この国の児童は、公立校であろうと私立校であろうと、無償の医療、歯科、眼科の補助を受ける。心身の発達に適切な休養と娯楽、身体的訓練を与えられる。
25. 給与所得を目的とする学齢期児童と青年の全日制雇用は存在しない。また、あらゆる形態の搾取から保護される。国際労働機構と国際連合によって規定された基準は日本国における最低条件として守られる。
26. すべて成人 { 日本人 (削除) } は生産的労働によって生計を営む権利を有する。適切な職業が得られない限りにおいて、必要な生計費のための支給がなされる。{ 女性は議員になる権利を含んで、すべての専門職と職業に就業する機会への権利を与えられる。そして、同等の職業に対して男性と同等の報酬を受ける。(削除) }
27. 法律は、すべての生活面について、社会福祉、自由、正義と民主主義の向上と増進のみを目的として、これを制定する。すべての法、同意、契約あるいは関係は、公的であれ私的であれ、国民の福祉を制限し破壊しようとする時は、福祉を向上する法律と変換される。
28. 国家は公共保険立法措置の責任を負う。広範囲の平和的運動を奨励する。
29. 老齢年金、扶養家族手当、母性補助、事故保険、健康保険、障害保険、失業保険、生命保険を含む社会保険の適切な制度は、国際労働機構と国際連合には認された最低基準に少なくとも合一する期間と支給量を、法律に基づき、これを支給する。女性、児童、社会経済的に恵まれない者は特別に保護を受ける。故意的な損失を被ったのではなく困窮し無視されている国民を保護するのは、国の義務である。
30. すべて労働者は適切な休養、余暇と娯楽を受ける権利を有する。労働条件、給与、労働時間の最低基準は国際労働機構に従い、法律がこれを規定する。雇用者は被雇用者の公的義務と公民権の行使の活動に必要とされる時間を (給与の損失なく) 被雇用者に与える義務を負う。
31. 日本国は平和的目的のために協会、組合、あるいは連合を自由に組織する権利を有する。しかし、軍事的あるいは国粹的な秘密組織は、国内の、あるいは国際間、人種間の対立と争いを

- 培養するため、禁止される。
32. 雇用者と被雇用者は団体交渉権を有する。労働者は、必要不可欠の勤務を除いて、ストライキの権利を有する。外部労働者、あるいは雇用者団体の雇用者協力による故意のストライキ破壊は禁止される。
33. 知的労働と作家、芸術家、科学者、発明家の権利は、日本国民、外国人にかかわらず、法律がこれを保護する。
34. 言論と報道以外のすべての表現形式は同等の本質的な自由がある。しかし、猥褻あるいは良俗に反する文学、演劇、映画、ラジオの放送と公開の禁止は、青年の保護と高い公共基準の維持のために、これを許容する。
35. 財産権はこれを侵してはならない。しかし財産権は、公共の福祉に適合するように法律でこれを規定する。
36. 土地とすべての天然資源の究極的権原は国民の集合的代表としての国家に内在する。従って、土地とその資源の所有権は貸借として、これを解釈する。また、濫用、あるいは継続的な未使用により没収される土地とその資源への権利と、貸借所有権の譲渡である土地とその資源の所有権の譲渡は、私有財産の譲渡ではなく、法律の規定に従う。
37. 私有財産は相続可能である。しかし、相続分与への国の権利は否定されず、法律がこれを定める。
38. 契約は法律がこれを保護する。しかし、法外な高利は禁止される。また、公共政策に反する取引は無効である。国家はいかなる独占も認めない。
39. 財産権は義務を負う。所有者による財産の使用は同時に公共の利益に奉仕する。公共の利益があきらかに公的所有によってもたらされる場合は、私有財産は、法律と正当な補償金の下に收回されうる。
40. 日本国の経済生活組織は、すべての国民に高水準の生活を保障するために正義と民主主義の原則に適合しなければならない。個人の経済的自由と権利は、これらの制限において、保障される。
41. 私企業と同様に協同企業が奨励される。政府と労働者、経営者と国民が平等に代表する、公平な非政治的経済協議会の答申によって社会制度化に適切だとみなされる企業のみが、私的所有から公的所有へ移転される。
42. **逮捕**
何人も、現行犯により逮捕される者を除き、その者が犯した犯罪を明確にする有資格の司法官が発効し、その者が犯した犯罪を明示する令状なしに、逮捕されない。
何人も、直ちに起訴事実を知らざりずに、あるいは弁護人に依頼する特権を与えられることなしに、逮捕あるいは拘禁されない。被告人か、その弁護人の要求があれば、公開法廷において迅速に明らかにされる正当な理由なしに、独房あるいは監禁あるいは拘禁されない。
何人も憲法下の国会によって確立された手続きに従うことなく、生命、自由、あるいは財産を奪われない。また、何人も法廷に控訴する権利を否定されない。
43. **捜査と押収**
個人、家屋、書類、動産物件について、不合理な捜索と押収を受けない国民の保障された権利は侵害されない。また、宣誓と、捜査されるべき場所と人物あるいは押収されるべき物件について指定する相当な根拠なしに、令状は発効されない。
それぞれの捜索と押収は、有資格の司法官によって、その目的のために発効された別々の令状により、これを行う。
44. **拷問、保釈**
拷問の使用は、身体的であれ精神的であれ、公務員に対して絶対にこれを禁ずる。また、虐待

- の罪を犯した公務員には、厳しい処罰が課される。
過剰な保釈金は課されるべきでない。また、残酷で異常な処罰も課されるべきでない。
45. **裁判**
すべての刑事事件においては、被告人は公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を享受する。被告人は逮捕後即座に、あるいは逮捕後24時間以内に告訴の性質と原因について明確に通知されなければならない。刑事被告人は、裁判において、被告人に対するすべての証人に対して審問できる。また、刑事被告は、弁護人を通じて、それらの証人を反対訊問することを許可される。また、被告は、公費で、自己のために証人を獲得する強制的手続きの権利を有する。いかなる場合も、刑事被告人は、自力で同様の弁護人が確保できない場合は、政府が被告人のために有資格の弁護人を選任する。
何人も同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。
46. **遡及的法律**
いかなる遡及的法律も、これを制定しない。また、実行の時に適法であった行為について、刑事上の責任を問われない。何人も、有資格の弁護人に適切に弁護される公平な公開裁判による以外は、刑事上の責任を問われない。また、何人も、裁判なしに公民権を略奪されない。死罪に起訴された者と重罪に起訴されたものは、被告の申し立てにより、陪審裁判が開かれる。
47. **証言 {自白、(削除) }**
何人も、自己に不利益な供述を強要されない。また、妻あるいは夫の供述も、その配偶者に不利益な証拠として認められない。いかなる自白も、被告人の弁護人の立会のもとで行われないかぎり、無効である。また、強制自白、拷問、脅迫のもとでおこなわれた場合、無効である。何人も、自己に不利益な唯一の証拠が、自白である場合には、有罪となり、または刑罰を科されない。
48. **本国送還**
外国の正義から逃亡あるいは逃避した者を日本国より本国に送還する権利は、外国政府代表が申請した場合否定されない。